



人事委員会年報

令和3年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
①開催回数	1
②議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	9
①規則	9
②告示	10
③通知	11
(4) 条例案に対する意見の提出	12
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	13
(2) 事務分掌	13
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	14
①実施日程	14
②受験資格	15
③試験方法	17
④実施結果	18
⑤採用候補者名簿からの選択結果	21
(2) 採用選考	22
(3) 昇任選考	24
(4) 臨時的任用の承認	25
(5) 任期付職員の採用の承認	25
(6) 定年制度	25
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	26
①県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査	26
②職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)	26
③人事統計報告	30
(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	30
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	31
①人事委員会が職権を行使する事業場一覧	31
②福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	33
(2) 労働基準監督機関の職権行使	34
(3) 事業場調査	34
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	35
(2) 勤務時間関係	35
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	35
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	36
①措置要求の処理状況	36
②令和3年度審査の結果	36
(2) 不利益処分審査請求関係	36
①審査請求の処理状況	36
②令和3年度審理の開催状況	36
③令和3年度審査の結果	37
(3) 苦情相談関係	37
①任命権者別	37
②相談内容	37
(4) 公平委員会事務受託関係	37
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	38
(2) 職員団体の登録等	41

1 人事委員会

(1)人事委員

職	氏名	就任年月日	任期満了期日	前職等
委員長	山口 幸雄	平成28.10.17 〔委員長就任〕 令和4.2.4	令和6.10.16	(現)弁護士
委員	吉岡 正憲	平成27.8.1	令和5.7.31	(元)福岡県福祉労働部長
委員	馬場 貞仁	令和4.3.25	令和7.12.23	(現)トヨタ自動車九州株式会社 エグゼクティブアドバイザー

(令和4年3月31日現在)

(2)人事委員会の開催状況

①開催回数

	開催回数			議事事項数				
	定例会	臨時会	計	議案	報告事項	協議事項	その他の事項	計
令和3年4月	3		3	8	1	0	4	13
5月	2		2	5	0	0	1	6
6月	3		3	6	2	0	1	9
7月	3		3	2	1	1	2	6
8月	3		3	4	0	2	5	11
9月	3		3	4	0	2	3	9
10月	3		3	7	1	0	1	9
11月	3		3	6	0	0	8	14
12月	3		3	10	0	0	0	10
令和4年1月	2		2	5	0	0	2	7
2月	3		3	10	1	0	4	15
3月	3		3	15	1	0	4	20
計	34	0	34	82	7	5	35	129

②議事内容

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (3.4.6)	<p>【議案】</p> <p>1 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に基づく職の指定について</p> <p>2 勤務条件に関する措置要求の受理について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 事務局職員の発令について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p>
第 2 回定例会 (3.4.19)	<p>【議案】</p> <p>3 令和3年度福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験の施行決定について</p> <p>4 令和3年度福岡県職員採用選考試験（前期）の実施決定について</p> <p>5 選考職の承認及び就職氷河期世代を対象とする採用選考試験の実施決定について</p> <p>6 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程を改正する訓令の制定について</p>
第 3 回定例会 (3.4.27)	<p>【議案】</p> <p>7 一般任期付職員の採用について</p> <p>8 職務に専念する義務の免除について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について</p> <p>※ 地公労会見（令和3年春）について</p> <p>※ 令和3年職種別民間給与実態調査の実施について</p>
第 4 回定例会 (3.5.18)	<p>【議案】</p> <p>9 採用選考について</p> <p>10 職務に専念する義務の免除について</p> <p>11 昇任選考について</p>
第 5 回定例会 (3.5.28)	<p>【議案】</p> <p>12 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例第3条第2項第1号に規定する人事委員会がこれに準ずると認める場合の承認について</p> <p>13 審査請求の審査の打ち切り決定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ R3年度職員採用試験 緊急事態への対応について</p>
第 6 回定例会 (3.6.7)	<p>【議案】</p> <p>14 議会に提出された条例案に対する意見について</p> <p>15 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>16 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 7 回定例会 (3.6.18)	【議案】 17 昇任選考について 【報告事項】 ※ 採用選考について ※ 夏季休暇(特別休暇)の取得可能期間特例措置について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 8 回定例会 (3.6.28)	【議案】 18 第186回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の第1次試験合格者の決定について 19 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 9 回定例会 (3.7.2)	【議案】 20 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の第1次試験合格者の決定について 【その他の事項】 ※ 令和3年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)及び警察官C採用第1次試験の状況について
第 10 回定例会 (3.7.8)	【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 11 回定例会 (3.7.20)	【議案】 21 結婚休暇(特別休暇)の取得可能期間に係る特例措置について 【協議事項】 ※ 令和3年(措)第1号事案に係る判定書(案)について
第 12 回定例会 (3.8.6)	【議案】 22 第186回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 13 回定例会 (3.8.20)	<p>【議案】</p> <p>23 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の決定について</p> <p>24 選考職の承認及び障がい者を対象とする採用選考試験の実施決定について</p> <p>25 措置要求の判定について</p> <p>【協議事項】</p> <p>※ 令和3年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第1回協議)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度警察官A(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について</p> <p>※ 令和3年人事院報告・勧告・意見の申出について</p> <p>※ 令和3年職種別民間給与実態調査の実施結果について</p>
第 14 回定例会 (3.8.27)	<p>【協議事項】</p> <p>※ 令和3年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第2回協議)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について</p> <p>※ 職員の分限処分について</p>
第 15 回定例会 (3.9.7)	<p>【議案】</p> <p>26 選考職の承認及び職務経験者採用選考試験の実施決定について</p> <p>【協議事項】</p> <p>※ 令和3年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第3回協議)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)及び警察官C採用試験の状況について</p>
第 16 回定例会 (3.9.16)	<p>【議案】</p> <p>27 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>28 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>【協議事項】</p> <p>※ 令和3年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第4回協議)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度警察官A(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について</p>
第 17 回定例会 (3.9.22)	<p>【議案】</p> <p>29 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 18 回定例会 (3.10.1)	<p>【議案】</p> <p>30 第187回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の第1次試験合格者の決定について</p> <p>31 第188回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の第1次試験合格者の決定について</p> <p>32 令和3年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 夏季休暇(特別休暇)の取得可能期間特例措置について</p>
第 19 回定例会 (3.10.14)	<p>【議案】</p> <p>33 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について</p> <p>34 令和3年度福岡県職員採用選考(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>35 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>
第 20 回定例会 (3.10.26)	<p>【議案】</p> <p>36 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p>
第 21 回定例会 (3.11.5)	<p>【議案】</p> <p>37 第188回福岡県職員採用試験(Ⅲ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>38 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 採用選考試験における順位の決定方法について</p> <p>※ 特定任期付職員(高等学校ネイティブ英語教員)の追加採用について</p> <p>※ 令和3年度警察官採用試験(第2回)の状況について</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p>
第 22 回定例会 (3.11.12)	<p>【議案】</p> <p>39 第188回福岡県職員採用試験(Ⅱ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>40 令和3年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について</p> <p>41 令和3年度福岡県職員採用(Ⅱ類・Ⅲ類)試験の施行決定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>※ 各都道府県・政令市等の令和3年人事委員会報告・勧告の状況</p> <p>※ 会計年度任用職員の病気休暇について(協議)</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 23 回定例会 (3.11.25)	<p>【議案】</p> <p>42 令和3年度福岡県職員採用選考試験(後期)の第1次試験合格者の決定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度警察官B(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について</p>
第 24 回定例会 (3.12.2)	<p>【議案】</p> <p>43 選考職の承認について</p> <p>44 議会に提出された条例案に対する意見について</p> <p>45 議会に提出された条例案に対する意見について</p>
第 25 回定例会 (3.12.14)	<p>【議案】</p> <p>46 第187回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>47 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について</p> <p>48 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則ほか1規則1訓令の制定について</p>
第 26 回定例会 (3.12.23)	<p>【議案】</p> <p>49 令和3年度福岡県職員採用選考試験(後期)の最終合格者の決定について</p> <p>50 令和3年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について</p> <p>51 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>52 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>
第 27 回定例会 (4.1.7)	<p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度警察官採用試験(第2回)及び警察官B(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について</p>
第 28 回定例会 (4.1.21)	<p>【議案】</p> <p>53 特定任期付職員の採用について</p> <p>54 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>55 福岡県職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について</p> <p>56 「消防教官採用選考の合格基準」の制定について</p> <p>57 解雇予告除外認定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 民間企業等職務経験者採用試験の合格基準について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 29 回定例会 (4.2.3)	<p>【議案】</p> <p>58 第189回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の第1次試験合格者の決定について</p> <p>59 令和4年度福岡県警察官採用試験の施行決定について</p> <p>60 採用選考について</p> <p>61 昇任選考について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 職員の懲戒処分について(教育1件、知事2件)</p>
第 30 回定例会 (4.2.15)	<p>【議案】</p> <p>62 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>63 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>64 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度労働基準法等の施行状況に関する調査結果について</p>
第 31 回定例会 (4.2.28)	<p>【議案】</p> <p>65 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>66 議会に提出された条例案に対する意見について</p> <p>67 宿直又は日直勤務の許可について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 採用選考について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について</p>
第 32 回定例会 (4.3.7)	<p>【議案】</p> <p>68 第189回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の最終合格者の決定及び採用候補者の確定について</p> <p>69 選考職の承認について</p> <p>70 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 33 回定例会 (4.3.22)	【議案】 71 採用選考について 72 昇任選考について 73 警察官A・B(男性・女性)採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 74 福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 75 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 76 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に基づく職の指定及び指定の解除について 77 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 78 「給料表の適用に関する機関等の指定について」の一部改正について 79 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例第3条第2項第1号に規定する「人事委員会がこれに準ずると認める場合」並びに特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則第2条第2項第1号及び第2号に規定する「人事委員会がこれらに相当すると認める作業」の承認について 80 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 予算特別委員会における質疑応答について(県職員の長時間労働)
第 34 回定例会 (4.3.28)	【議案】 81 事務局職員の発令について 82 採用選考について 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について ※ 人事委員会における令和4年度の課題について

(3) 例規の制定改廃状況

① 規則

規則番号	規則名	概要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R3年 16	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う規定の改正及び所要の規定の整備	R3. 6. 25公布 (R3. 4. 1適用)
17	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備(失業者の退職手当を除く。)	R3. 7. 9公布 (R3. 7. 9施行)
18	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	結婚に係る特別休暇の取得可能期間に関する特例を措置	R3. 7. 26公布 (R1. 8. 1適用)
19	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	結婚に係る特別休暇の取得可能期間に関する特例を措置	R3. 7. 26公布 (R3. 4. 1適用)
20	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加及び削除に伴う規定の整備	R3. 10. 1公布 (R3. 10. 1施行)
21	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加に伴う規定の整備	R3. 10. 26公布 (R3. 11. 1施行)
22	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備(失業者の退職手当)	R3. 11. 9公布 (R3. 11. 9施行)
23	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	不妊治療に係る特別休暇の新設に伴う規定の整備	R3. 12. 17公布 (R4. 1. 1施行)
24	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	不妊治療に係る特別休暇等の新設及び無給の特別休暇(産前・産後)の有給化に伴う規定の整備	R3. 12. 17公布 (R4. 1. 1施行)
R4年 1	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う夜間看護等手当額の改正	R4. 1. 14公布 (R4. 4. 1施行)
2	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の給与に関する条例の改正に伴う獣医師の支給期間に応じた支給額の改正	R4. 1. 14公布 (R4. 4. 1施行)

3	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	消防教官の職を選考職として追加することに伴う規定の整備	R4. 2. 18公布 (R4. 4. 1施行)
4	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加及び削除に伴う規定の整備	R4. 3. 1公布 (R4. 4. 1施行)
5	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	城南警察署の新設に伴う関係規定の整備	R4. 3. 1公布 (R4. 4. 1施行)
6	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加及び削除に伴う規定の整備	R4. 3. 18公布 (R4. 4. 1施行)
7	福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う規定の整備	R4. 3. 29公布 (R4. 4. 1施行)
8	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	介護及び子育て支援に係る特別休暇の取得要件等の改正	R4. 3. 29公布 (R4. 4. 1施行)

②告示

告示番号	告示名	概要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R3年 2	審査請求の審査の打切り決定	不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく決定	R3. 6. 11公布 (R3. 6. 11施行)

③通知

任用関係

通知番号	通知名	概要	発出年月日 適用年月日
3人委任 第1267号	「福岡県の職員の任用に関する規則等の運用について」の一部改正について	消防教官の職を選考職に追加することに伴う改正	R4. 1. 24 R4. 4. 1適用
3人委任 第1442号	警察官A・B(男性・女性)採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について	警察官採用試験における体力検査の検査項目等の変更に伴う改正	R4. 3. 22 R4. 4. 1適用

服務・勤務時間関係

通知番号	通知名	概要	発出年月日 適用年月日
3人委給 第531号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正(不妊治療に係る特別休暇の新設)に伴う規定の整備	R3. 12. 15 R4. 1. 1適用

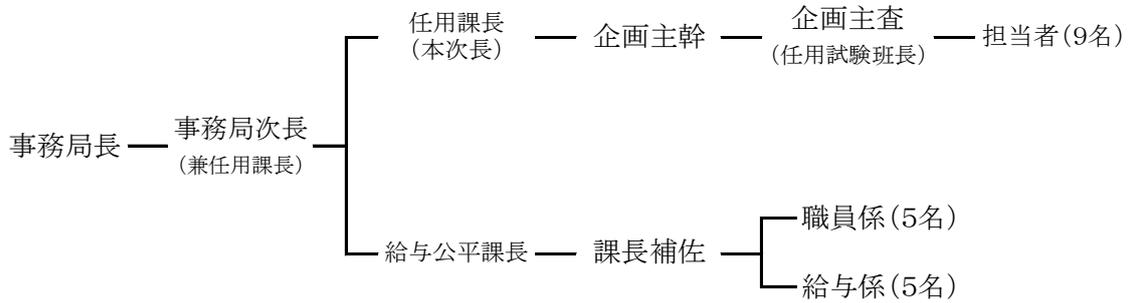
(4) 条例案に対する意見の提出

提出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
R3.6.7	79	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	88	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R3.12.2	167	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R3.12.7	191	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(第7条を除く。)	同意します。
	193	福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	194	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R4.2.28	22	福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。

2 人事委員会事務局

(1) 組織(令和4年4月1日現在)

〔 定数 25名
現員 25名 〕



(2) 事務分掌

課、係名等		所 掌 事 務
任用試験課	任用	○委員及び委員会の会議に関すること。
	試験班	○職員採用の競争試験に関すること。 ○職員の採用選考に関すること。 ○職員の昇任選考に関すること。 ○職員の定年等に関すること。 ○人事制度の総合的調査研究に関すること。 ○人事行政の運営等の状況の公表に関すること。 ○財務会計に関すること。
給与公平課	職員係	○勤務時間その他の勤務条件に関すること。 ○不利益処分についての審査請求に関すること。 ○勤務条件に関する措置要求に関すること。 ○職員団体等に関すること。 ○労働基準監督機関の職権行使に関すること。
	給与係	○給与制度に関すること。 ○給与勧告に関すること。 ○民間給与の調査に関すること。 ○人事統計報告の作成に関すること。

3 任用関係業務

(1)採用試験

①実施日程

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日		第2次 試験日	名簿 確定日	
I 類 (II 類農業を含む)	定期	4月19日	4月23日	5月10日 ～5月21日	6月20日		7月5日 ～7月27日	8月6日	
I 類 (早期採用)	定期	4月19日	4月23日	5月10日 ～5月21日	6月20日		7月5日 ～7月27日	8月6日	
経験者	定期	4月19日	4月23日	7月12日 ～7月21日	8月22日		11月6日 ～11月21日	12月14日	
II 類 (II 類農業を除く)	定期	4月19日	4月23日	8月10日 ～8月20日	9月26日		10月15日 ～11月4日	11月12日	
III 類	定期	4月19日	4月23日	8月10日 ～8月20日	9月26日		10月8日 ～10月29日	11月5日	
警察官A (男性)	第1回	定期	1月28日	2月19日	4月1日 ～4月22日	5月9日	6月7日 ～6月16日	7月8日 ～7月19日	8月27日
	第2回	定期	1月28日	2月19日	8月13日 ～9月2日	9月19日	10月4日 ～10月16日	11月9日 ～11月18日	12月24日
警察官A (女性)	第1回	定期	1月28日	2月19日	4月1日 ～4月22日	5月9日	6月7日 ～6月16日	7月8日 ～7月19日	8月27日
	第2回	定期	1月28日	2月19日	8月13日 ～9月2日	9月19日	10月4日 ～10月16日	11月9日 ～11月18日	12月24日
警察官A (武道指導)	第1回	定期	1月28日	2月19日	4月1日 ～4月22日	5月9日		7月13日	8月27日
	第2回	定期	1月28日	2月19日	8月13日 ～9月2日	—		—	—
警察官B (男性)	定期	1月28日	2月19日	8月13日 ～9月2日	9月19日	10月4日 ～10月16日	11月9日 ～11月18日	12月24日	
警察官B (女性)	定期	1月28日	2月19日	8月13日 ～9月2日	9月19日	10月4日 ～10月16日	11月9日 ～11月18日	12月24日	
警察官C	定期	1月28日	2月19日	4月1日 ～4月22日	5月9日	6月10日 ～6月13日	7月14日	8月27日	
II 類	臨時	11月12日	11月12日	12月6日 ～12月17日	1月23日		2月14日 ～2月18日	3月7日	
III 類	臨時	11月12日	11月12日	12月6日 ～12月17日	1月23日		2月9日 ～2月17日	3月7日	

(参考) 令和4年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度 (I 類)・短大卒業程度 (II 類農業) 6月19日

民間企業等職務経験者 8月21日

短大・高校卒業程度 (II・III 類) 9月25日

警察官A(第1回男性・女性・第1回武道指導) 5月8日
 警察官B(早期採用男性・女性) 5月8日
 警察官C 5月8日
 警察官A(第2回男性・女性・第2回武道指導) 9月18日
 警察官B(男性・女性) 9月18日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
I 類	行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	年齢	薬剤師	① 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ② 平成10年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和4年3月までに卒業する見込みの者
			上記以外	① 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ② 平成12年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和4年3月までに卒業する見込みの者
		資格・免許	児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和4年3月までに資格を取得する見込みの者
			薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和4年5月までに免許を取得する見込みの者
			栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和4年5月までに免許を取得する見込みの者
I 類 (早期採用)	行政	① 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ② 平成11年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者		
II 類	行政、教育行政、農業	平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者		
III 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く)		
経験者	行政	昭和37年4月2日以降に生まれた者で、令和3年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者		
警察官A (男性)		平成3年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和4年3月までに卒業見込みの者		
警察官A (女性)		平成3年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和4年3月までに卒業見込みの者		

警察官 A (武道指導)		<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>①平成3年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和4年3月までに卒業見込みの者</p> <p>②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者</p>
警察官 B (男性)		平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者を除く）
警察官 B (女性)		平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者を除く）
警察官 C	語学（英語） 語学（北京語） 情報工学	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者又は平成12年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者若しくは大学を令和4年3月までに卒業見込みの者

③試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
I 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問）	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問）	
III 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問） （土木、農業土木及び林業のみ）	作 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
経験者	教養試験……択一式（40問） 論文試験	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
警察官A （男性・女性） 警察官B （男性・女性）	教養試験……択一式（50問） 論文試験 （警察官A〔男性、女性〕） 作文試験 （警察官B〔男性、女性〕） 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官A （武道指導）	教養試験……択一式（50問） 論文試験 実技試験 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官C	教養試験……択一式（50問） 専門試験……記述式 論文試験 人物試験、体力検査、身体測定	専 門 試 験 人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

④実施結果

(定期)

試験の種類・区分	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率	
			受験者数	合格者数			
I 類	行政	47	571 (33)	386 (22)	94 (8)	55 (3)	7.0
	行政(早期)	20	209 (4)	116 (2)	50 (1)	27	4.3
	教育行政	23	159 (6)	115 (4)	53 (2)	29 (2)	4.0
	警察行政	13	128 (4)	92 (2)	39	16	5.8
	児童福祉	7	21 (3)	19 (1)	10	9	2.1
	土木	5	45 (5)	20 (2)	15 (1)	6	3.3
	建築	7	24 (3)	16 (3)	9 (2)	7 (1)	2.3
	機械	—	—	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—	—	—
	化学	3	22 (2)	14	9	4	3.5
	農業	25	61 (1)	51	43	27	1.9
	農業土木	5	8 (3)	6 (1)	6 (1)	5 (1)	1.2
	林業	6	13	9	6	5	1.8
	畜産	2	8 (1)	7 (1)	6 (1)	3	2.3
	水産	2	13 (2)	9 (1)	7	2	4.5
	薬剤師	8	26 (1)	23	20	12	1.9
	栄養士	2	41 (1)	35 (1)	7	2	17.5
	合計	175	1,349 (69)	918 (40)	374 (16)	209 (7)	4.4
II 類	行政	55	298	220	110	73	3.0
	教育行政	13	86	56	23	13	4.3
	農業	2	18	14	2	2	7.0
	栄養士	—	—	—	—	—	—
	合計	70	402	290	135	88	3.3
III 類	行政	45	466	345	91	63	5.5
	教育行政	17	109	95	49	18	5.3
	警察行政	8	75	62	27	8	7.8
	土木	4	22	19	12	8	2.4
	建築	—	—	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	4	12	12	11	8	1.5
	林業	3	7	5	3	3	1.7
	合計	81	691	538	193	108	5.0
経験者	行政	30	1,324 (190)	805 (122)	70 (16)	51 (13)	15.8
合計	356	3,766 (259)	2,551 (162)	772 (32)	456 (20)	5.6	

* ()は、東京会場における数で内数

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率		
			受験者数	合格者数				
警察官	県内	警A(男性)第1回	49	851	659	196	51	12.9
		警A(男性)第2回	21	417	316	84	21	15.0
		警A(女性)第1回	39	273	184	135	44	4.2
		警A(女性)第2回	15	150	95	60	15	6.3
		警A(武道指導)第1回	2	2	2	2	2	1.0
		警A(武道指導)第2回	2	0	0	—	—	—
		警B(男性)	64	815	693	256	64	10.8
		警B(早期採用男性)	—	—	—	—	—	—
		警B(女性)	44	304	250	179	44	5.7
		警B(早期採用女性)	—	—	—	—	—	—
		警C	7	65	38	16	6	6.3
	計	243	2,877	2,237	928	247	9.1	
	県外	警A(男性)	5	200	160	20	5	32.0
		警B(男性)	5	243	185	20	5	37.0
計		10	443	345	40	10	34.5	
合計	253	3,320	2,582	968	257	10.0		

※警察官県外試験の申込者数及び第1次試験受験者数は、熊本県における共同試験において、本県を第1志望又は第2志望としている者を示す。

(合計)

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
I 類	175	1,349	918	374	209	4.4
II 類	70	402	290	135	88	3.3
III 類	81	691	538	193	108	5.0
経験者	30	1,324	805	70	51	15.8
合計	356	3,766	2,551	772	456	5.6
警察官	253	3,320	2,582	968	257	10.0
総計	609	7,086	5,133	1,740	713	7.2

(臨時)

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率	
			受験者数	合格者数			
Ⅱ類	行政	25	261	186	55	25	7.4
	合計	25	261	186	55	25	7.4
Ⅲ類	行政	25	715	478	79	26	18.4
	合計	25	715	478	79	26	18.4
総計		50	976	664	134	51	13.0

(定期・臨時の合計)

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
Ⅰ類	175	1,349	918	374	209	4.4
Ⅱ類	95	663	476	190	113	4.2
Ⅲ類	106	1,406	1,016	272	134	7.6
経験者	30	1,324	805	70	51	15.8
合計	406	4,742	3,215	906	507	6.3
警察官	253	3,320	2,582	968	257	10.0
総計	659	8,062	5,797	1,874	764	7.6

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(令和4年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行政	55	41	14	0
	行政(早期)	27	19	8	0
	教育行政	29	24	5	0
	警察行政	16	15	1	0
	児童福祉	9	7	2	0
	土木	6	5	1	0
	建築	7	7	0	0
	機械	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—
	化学	4	2	2	0
	農業	27	25	2	0
	農業土木	5	5	0	0
	林業	5	5	0	0
	畜産	3	2	1	0
	水産	2	2	0	0
	薬剤師	12	9	3	0
	栄養士	2	2	0	0
	計	209	170	39	0
II 類	行政	73	67	6	0
	行政(特別募集)	25	24	1	0
	教育行政	13	10	3	0
	農業	2	2	0	0
	計	113	103	10	0
III 類	行政	63	45	18	0
	行政(特別募集)	26	25	1	0
	教育行政	18	16	2	0
	警察行政	8	8	0	0
	土木	8	6	2	0
	農業土木	8	8	0	0
	林業	3	3	0	0
	計	134	111	23	0
経験者	行政	51	38	13	0
	職員計	507	422	85	0
警察官	警察官A(男性)	77	36	26	15
	警察官A(女性)	59	29	16	14
	警察官A(武道指導)	2	2	0	0
	警察官B(男性)	69	50	7	12
	警察官B(早期採用男性)	—	—	—	—
	警察官B(女性)	44	36	4	4
	警察官B(早期採用女性)	—	—	—	—
	警察官C	6	4	2	0
	計	257	157	55	45
	総計	764	579	140	45

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第10条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験その他の方法によって行われる。

令和3年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第10条第1項 根拠規定	職	知 事	教 育 委 員 会	職	警 察 本 部
第1号、第2号 (係長以上の職) (巡査部長相当職以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職			警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職	
		17			
第4号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	1 1 1 1 1 2	1	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	5
第5号 (かつて職員であった者)		4	7		3
第6号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	1 2 17 13 21 17 1	1 1 13	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	
第7号 (選考職)	医師 農業技術 学芸員 文化財発掘技師	5	4 1 1	研究職員(化学) 研究職員(法医) 航空従事者 海技従事者 情報処理 自動車整備士 保健師	1 1 1 1 1 1 1
第8号及び第9号 (前各号に掲げるもの以外)		1			
合 計		105	29		15

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考、障がい者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用選考の令和3年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
看護師	4	14	11	7	6	1.8
研究職員	8	48	33	21	9	3.7
獣医師	12	14	11	8	7	1.6
心理判定員	7	17	13	10	7	1.9
児童自立支援専門員	2	8	7	5	2	3.5
保育士	4	19	13	7	6	2.2
保健師	27	152	128	57	32	4.0
職業指導員	6	9	8	6	3	2.7
合 計	70	281	224	121	72	3.1

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
児童福祉	15	33	29	24	15	1.9
心理判定員	7	16	14	13	7	2.0
研究職員	1	1	1	1	1	1.0
獣医師	8	6	5	5	4	1.3
職業指導員	5	5	4	3	1	4.0
合 計	36	61	53	46	28	1.9

〔障がい者別枠選考〕

試験区分	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行政	6	83	74	19	6	12.3
教育行政	2	29	26	7	2	13.0
警察行政	2	12	10	7	2	5.0
合 計	10	124	110	33	10	11.0

[就職氷河期世代を対象とする採用選考]

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行政	5	180	141	15	6	23.5
教育行政	2	70	54	9	2	27.0
警察行政	1	27	24	5	1	24.0
合計	8	277	219	29	9	24.3

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、令和3年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区分		部長	次長	課長	課長補佐	係長以下	合計
知 事	一般行政職(事務)	12	19	50	105	68	254
	一般行政職(技術)	1	11	33	57	47	149
	海事職						
	医療職			1	1	1	3
	特定獣医師職			3	3	1	7
	看護師職				1		1
	研究職		2	2	9	5	18
合計		13	32	89	176	122	432
教 育 委 員 会	一般行政職(事務)	1	1	6	11	3	22
	一般行政職(技術)			1	3	5	9
	海事職						
	医療職(二)						
	学校事務			9	20	12	41
	司書						
合計		1	1	16	34	20	72

区分		警視	警部	警部補	巡查部長	合計
警 察 本 部	一般行政職(事務)	7	15	21	30	73
	一般行政職(技術)		1	4	2	7
	海事職			1		1
	医療職(三)				2	2
	研究職	1	2	2	1	6
	公安職	46				46
	合計		54	18	28	35

(4) 臨時的任用の承認

任命権者は、欠員の場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができるとされている(緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は任用期間を更新する場合においては、人事委員会の承認があったものとみなすこととしている(福岡県の職員の任用に関する規則第34条及び第35条))。

令和3年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任命権者	件数
知事	82
教育委員会	121
警察本部	
その他	
合計	203

(5) 任期付職員の採用の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任命権者は任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならない。令和3年度の承認件数は5件である。

- (注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6) 定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定により、定年に達した職員の勤務延長、定年退職者の再任用及び再任用の任期の更新の状況について任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動については人事委員会の承認を得ることとしている。

令和3年度から4年度にかけての勤務延長件数は1件、再任用件数は2,383件である。

区分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長	1			1
再任用	575	1,748	60	2,383
更新	456	1,249	26	1,731

4 給与関係業務

(1) 給与等に関する報告及び勧告

- ① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)
職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「令和3年県職員給与等実態調査」及び「令和3年職種別民間給与実態調査」を行った。

※ 概要については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和3年9月)」参考資料を参照

- ② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)
令和3年9月22日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。給与勧告のポイントは以下のとおりである。

【令和3年4月の公民較差に基づく給与改定】

～月例給は改定なし、ボーナスを引下げ～

- ・ 民間給与との較差(△0.01%)が極めて小さいため、改定なし
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を0.15月分引下げ

(ア) 民間給与との較差及び給与制度の改正

a 民間給与との比較

(a) 月例給

民間	職員	較差
367,607円	367,644円	△37円[△0.01%]

(b) 期末・勤勉手当

民間	職員	差
4.31月	4.45月	△0.14月

b 給与改定の内容

(a) 月例給

- ・ 民間給与との較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし

(b) 期末・勤勉手当(条例の公布の日から実施)

- ・ 民間の年間支給割合と均衡させるため、0.15月分引下げ
4.45月分→4.30月分(引下げ分は期末手当に反映)

(イ) その他の課題

獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止や食の安全・安心の確保など、その役割がより重要となっている。また、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定した本県では、ワンヘルスの理念の浸透と実践のための行動計画の策定が進められており、計画の推進において、獣医師の果たす役割は一層重要となる。今後も優秀な人材を継続的かつ安

定的に確保していく必要があるため、他の都道府県の動向等に留意しつつ、初任給調整手当等の処遇改善について検討する必要がある。

(ウ) 意見

a 人材の確保及び育成について

(a) 有為な人材の確保

職員採用試験の受験者は減少傾向にあり、また新型コロナウイルス感染症等への対応のため、技術系の受験者確保も課題となっている。

本委員会では、有為な人材の確保につなげるため、今後も任命権者と緊密に連携を図り、職種ごとにやりがいや魅力を伝え、志望意欲を喚起できるようなオンラインによるイベントなど、より有効な受験者確保策に積極的に取り組んでいく。

(b) 女性の活躍推進

任命権者においては、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

今後は、この春に策定した新しい計画に基づき女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

(c) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、全職員を対象に給与への反映がされており、既に制度として職員に受け入れられているところである。任命権者は、引き続き、運用実態の検証や評価者である管理職員のスキル向上などに努め、国の取組も参考にし、職員の理解と納得を得ながら適正な人事管理を進めていく必要がある。

b 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

(a) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持増進や仕事と家庭の両立、有為な人材の確保の観点からも重要である。

任命権者においては、上限時間を超えて時間外勤務を命じた要因の検証、業務量に応じた要員の確保などの対策が必要であり、管理監督者が適切なマネジメントを行い、業務量の削減や業務の効率化に取り組んでいくことが求められる。

また、長時間労働に従事した職員に対する医師の面接指導を確実に実施するなど、健康障がい防止に取り組む必要がある。

(b) 教員の働き方改革

県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づく取組結果を検証し、更なる効果的な取組を実施することが重要である。教員の働き方改革を進めるための選択肢の一つである一年単位の変形労働時間制の導入に当たり、これを実りあるものとするためには、実質的な教員の負担軽減を実施することが不可欠である。併せて、県教育委員会においては、市町村教育委員会と連携するとともに、市町村教育委員会や小中

学校の取組を支援していく必要がある。

(c) 年次休暇の使用促進

年次休暇の使用は、職員の心身の疲労回復や仕事以外の生活の充実につながるものであり、仕事と生活の調和のために重要である。任命権者においては、引き続き、年次休暇の使用促進について所属長に対し指導するとともに、管理監督者においては、職員不在時の業務をフォローし合う体制の構築など、職員が年次休暇を使用しやすい職場づくりに努める必要がある。

(d) 仕事と家庭等の両立支援及び多様な働き方の推進

育児や介護を行う職員が仕事と家庭等を両立させながら意欲的に公務に取り組むためには、安心して働き続けることのできる職場環境の整備が重要である。

多様な働き方は、いかなる環境下においても公務が遂行できる体制の整備のみならず、職員の仕事と家庭等の両立に寄与するとともに、有為な人材の確保にもつながるものであることから、任命権者においては、国や他の地方公共団体、民間企業等の動向に留意し、引き続き検討を行う必要がある。

(e) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、職員の働く意欲を低下させ、ひいては心の健康を損なう職員を発生させる要因にもなる重大な問題である。

任命権者においては、職員一人ひとりに対する啓発を継続するとともに、管理監督者に対する研修を通じて、その責務について認識を徹底させることにより、ハラスメントのない職場環境の構築に努めていく必要がある。

(f) メンタルヘルス対策

任命権者においては、精神疾患により長期病気休暇等を取得した職員数の増加傾向の原因や背景の分析を進めるとともに、引き続き、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見と早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防に向けた取組などにより、対策を更に進めていく必要がある。

(g) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、その勤務条件について、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していくことが必要である。

国の非常勤職員において検討が進められている育児休業の取得要件の緩和、不妊治療のための休暇の新設などの措置について、今後の国における法律改正等の動向を注視しながら検討を進める必要がある。

また、特別給については、期末手当のみの支給であることから、その在り方について検討を行う必要がある。

c 定年の引上げに関する制度について

国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が、本年6月に公布された。

令和5年4月の施行に向け、任命権者においては、本県の実態に即した定年の引上げを円滑かつ着実に実施できるよう、解決すべき諸課題を整理し、具体的に制度を構築していく必要がある。

本委員会においては、任命権者と協議を行いながら、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、関係規程の整備を行っていく。

d 公務員倫理の徹底について

職員一人ひとりが、福岡県職員としての使命感を持って業務に精励するとともに、公務の内外を問わず、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、法令を遵守することが必要である。

任命権者においては、引き続き、不祥事の根絶に向けた取組を推進し、職員の倫理意識の醸成に努めていく必要がある。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和3年9月)」を参照

③ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

令和3年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

(ア) 人員、平均年齢、平均経験年数

	適用人員(人)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)
全給料表	39,289	41.1	19.0
行政職給料表	8,854	41.7	19.8
医師職給料表	47	42.3	18.0
看護師職給料表	43	40.9	18.0
研究職給料表	352	43.8	20.8
特定獣医師職給料表	68	43.5	20.0
公安職給料表	11,207	38.6	17.4
教育職給料表(二)	5,513	44.6	21.9
教育職給料表(三)	13,201	41.1	18.4
特定任期付職員給料表	4	44.1	7.9

(イ) 平均給与月額

(単位:円)

	給料	扶養手当	地域手当	計
全職員	341,124	9,867	19,267	370,258
行政職給料表適用職員	324,149	7,970	18,430	350,549

(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況(令和3年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条に係る承認件数は次のとおりである。

	知事	教育委員会	警察本部長	計
件数	2	0	0	2

※ 39条:規則により難しい場合

5 労働基準監督関係業務

(1)事業場の区分

(令和4年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、厚生労働省福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第12号 〔教育〕 調査研究	156	公文書館	教育センター	警察学校	
		職員研修所	体育研究所		
		消防学校	美術館		
		アジア文化交流 センター	図書館		
		保健環境研究所	社会教育総合セ ンター		
		高等技術専門校 (7)	英彦山青年の家 少年自然の家 (2)		
		福岡障害者職業 能力開発校	九州歴史資料館		
		工業技術センタ ー(化学繊維研 究所を含む。)	中学校 (4)		
		工業技術センタ ー研究所 (3)	高等学校(分校 を含む。)(94)		
		農業大学校	輝翔館中等教育 学校		
		農林業総合試験 場	視覚特別支援学 校(寄宿舍を除 く。)(3)		
		農林業総合試験 場資源活用研究 センター	聴覚特別支援学 校(寄宿舍を除 く。)(4)		
		農林業総合試験 場分場 (3)	特別支援学校 (寄宿舍を除 く。)(13)		
		水産海洋技術セ ンター			
水産海洋技術セ ンター 研究所 (3)					

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
別表第1に 該当しない 官公署	129	本庁	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		県税事務所(12)	教育庁教育事務 所 (6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	夜須高原野外活 動センター	鉄道警察隊	議会事務局
		パスポートセンタ ー(支所を含む。)		機動捜査隊	選挙管理委員会 (事務部局)
		女性相談所		自動車運転免許 試験場 (4)	労働委員会事務 局
		消費生活センタ ー		交通機動隊	
		保健福祉環境事 務所、保健福祉 事務所(保護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課) (10)		高速道路交通警 察隊	海区漁業調整委 員会事務局 (3)
		精神保健福祉セ ンター		第一機動隊	
		児童相談所(保 護課を除く。) (6)		第二機動隊	
		障がい者更生相 談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務 所 (4)		福岡武道館	
		中小企業振興事 務所 (4)		警察署(交番、 駐在所、派出所 を含む。)(35)	
		計量検定所			
		大阪事務所			
		農林事務所 (6)			
農林事務所普及 指導センター (8)					
家畜保健衛生所 (4)					
計	284	90	136	50	8

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第1号 (製造加工)	1			警察車両整備工場	
第3号 (土木建築)	31	筑後川水系農地 開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (13) 苅田港務所 流域下水道事務所			
第13号 (保健衛生)	30	保健福祉環境事 務所、保健福祉 事務所(保護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (5) 福岡学園 こども療育センタ ー新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学 校寄宿舎 (2) 特別支援学校寄 宿舎 (6)		
計	62	50	11	1	0

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

令和3年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法等上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行使した件数は次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	0	2	0	0	2
宿日直勤務許可	0	0	1	0	1
三六協定届	27	128	0	0	155
衛生管理者等選任報告	25	91	26	1	143
労働者死傷病報告	7	7	45	0	59
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	1	0	0	0	1
第一種圧力容器休止届	1	0	0	0	1
第一種圧力容器廃止報告	0	2	0	0	2
機械等設置届	2	0	0	0	2

(3)事業場調査

勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を的確に果たすため、職権を行使する285事業場全てに対し、書面調査を実施し、その上で7事業場に対し現地調査を実施した。

6 服務、勤務時間関係業務

(1)職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

令和3年度における規則第2条第13号の規定に基づく承認件数は、次のとおりである。

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
体育競技大会参加	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	4	7

(2)勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例、規則又は運用通知に基づく承認、協議の件数は次のとおりである。

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
夏季休暇の特例措置に係る承認協議	2	0	0	0	2

(3)勤務時間、休暇等に関する制度の改正

不妊治療のための休暇の新設(R4.1.1施行)に伴い、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び運用通知の一部改正を行うとともに、不妊治療のための休暇ほか2休暇の新設(R4.1.1施行)及び介護休暇ほか3休暇の取得要件の見直し(R4.4.1施行)に伴い、福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正を行った。

7 公平審査関係業務

職員が全力を挙げて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分であったり、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が審査を行い事案を判定し必要に応じて権限を有する当局に対し勧告を行う等の方法で、事案の解決に当たるものである。

① 措置要求の処理状況

区 分	令和2年度末 (R3.3.31) 係属件数	令和3年度		令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
計	1	1	1	1

② 令和3年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
令和3年(措)第1号事案	判定 令和3年8月20日

(2) 不利益処分についての審査請求関係

不利益処分に関する審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分についての審査請求があった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 審査請求の処理状況

区 分		令和2年度末 (R3.3.31) 係属件数	令和3年度		令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	分 限 免 職	1	0	1	0
懲 戒 処 分	戒 告	14	0	0	14
	減 給	3	0	0	3
	停 職	2	0	1	1
	懲 戒 免 職	3	0	0	3
その他 (転任など)		1	0	0	1
計		24	0	2	22

② 令和3年度審理の開催状況

区分	準備手続	口頭審理	計
開催回数	0	0	0

③ 令和2年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
昭和 34 年(不)第 38 号事案	打切り 令和3年5月 28 日
昭和 46 年(不)第 312 号事案	取下げ 令和4年1月 14 日

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や審査請求に至らないような職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

令和3年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町	計
件 数	7	0	0	1	8

② 相談内容

相談内容	勤務条件・服務	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他	計
件 数	1	0	6	0	1	8

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町及び大刀洗町の7町である。

なお、令和3年度において、上記町職員による勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求はいずれもなされず、係属する事案もない。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

本 庁

(令和4年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 理事 事務局次長 法務監 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書 室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 副室長 参事 監察監 企画 監 企画広報監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県 政情報監 防災危機管理専門監 監査指導監 建設監理監 課長補佐 室 長補佐 監察員 秘書室の参事補佐、企画主幹、係長、企画主査、事務主 査及び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主幹、 係長、企画主査、事務主査、主任主事及び主事 財政課の予算担当の企 画主幹及び企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務厚生課の人 事、服務又は公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査 総合政策課の 総務係長 調査統計課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 社 会活動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の総務係長 福祉総務課 の総務係長 環境政策課の総務係長 商工政策課の総務係長 新産業振 興課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 農林水産政策課の 総務係長 県土整備総務課の総務係長 建築都市総務課の総務係長
教育委員会事務局	副教育長 教育監 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 企画広報 監 参事 主幹指導主事 主幹社会教育主事 服務監察監 人事管理主事 課長補佐 広報公聴主幹 服務監察員 総務企画課の秘書広報係長、人 事係長、企画主査及び人事係の職員団体担当の事務主査並びに上席の 主任主事又は主事 財務課の給与係長及び企画主査 教職員課の福利・ 職員係長、市町村立学校係長、県立学校係長、企画主査及び福利・職員 係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補 佐 企画主幹 係長 企画主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室 長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若しくは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。

- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則(平成30年福岡県教育委員会規則第1号)第20条に規定する教育事務所以外の機関をいう。
- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、秘書、人事、服務、給与又は職員団体を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
公文書館	館長
職員研修所	所長 次長
県税事務所	所長 副所長 課長
消防学校	校長
東京事務所	所長 副所長 総務課長
パスポートセンター	所長 支所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女性相談所	所長
消費生活センター	所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保健環境研究所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児童相談所	所長 副所長 里親・施設課長 相談課長
福岡学園	園長 児童自立支援監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
こども療育センター新光園	園長 副園長 庶務課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長(大牟田及び小倉の高等技術専門校に限る。)
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計量検定所	所長 次長 総務課長
大阪事務所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長

機 関	職
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、南筑後、八女、久留米、朝倉、飯塚及び田川の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。) 出張所長
農林業総合試験場	場長 センター長 副場長 副センター長 管理部長 企画部長 総務・普及部長 総務課長 分場長
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
家畜保健衛生所	所長 副所長 管理衛生課長
農地開発事務所	所長 副所長 課長
水産海洋技術センター	所長 副所長 研究所長 総務課長
県土整備事務所	所長 副所長 支所長 センター長 副センター長 地域整備企画監 課長 室長 出張所長
港 務 所	所長 庶務課長
流域下水道事務所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	館長 副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長
社会教育総合センター	所長 副理事
英彦山青年の家	所長 総務課長
少年自然の家	所長
九州歴史資料館	館長 副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、令和3年度末現在で14団体である。

イ 令和3年度における上記事務の処理状況は、役員変更17件、規約変更4件である。

[登録職員団体の状況]

(県関係)

(令和4年3月31日現在)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労福岡県職員労働組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	(含現業) 5,873
福岡県高等学校教職員組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市東区馬出1丁目9-13	単一体	※437
福岡県教職員組合	S41.10.18 (S26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	2,981
福岡県公立小中学校事務職員組合	S44. 8.18	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	36
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	※1,123
福岡県教育管理職員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9番12号 福岡昭和通ビル5階	単一体	760
福岡県立学校事務職員組合	S58.11.25	執行委員長在任校 [小倉高等学校内]	単一体	18
福岡県高等学校水産実習船労働組合	H24. 4.13	宗像市田熊2-4-28 十時 博一宅	単一体	9
福岡県教職員労働組合	H26. 1.14	執行委員長の勤務校 [糸島市立長糸小学校内]	単一体	※213

(受託町関係)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労芦屋町職員労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中ノ浜4番16号	単一体	117
自治労水巻町職員労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一体	119
自治労岡垣町職員労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町大字野間1丁目1番1号 岡垣町役場内	単一体	※134
自治労鞍手町職員労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 鞍手町役場内	単一体	※90
自治労小竹町職員労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1 小竹町役場内	単一体	※72

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（令和3年度版）

■発行年月日 令和4年8月1日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 643-3956